

令和8年度女性活躍推進事業（女性管理職登用率向上対策事業～経営層向けシンポジウム～）実施業務委託仕様書

第1 委託事業名

令和8年度女性活躍推進事業（女性管理職登用率向上対策事業～経営層向けシンポジウム～）実施業務

第2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日

第3 委託に当たっての基本的な考え方

業務の遂行に当たっては、県の委託事業であることを踏まえ、関係者との信頼関係を確保し、県及び事業に対する信用が損なわれないよう努めるものとする。

また、自らの営業につながるような行動をしないこと。

第4 業務委託の趣旨

県が実施した「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」では、令和7年度の女性の管理職登用率（民間企業・課長以上）は18.5%と、男性（81.5%）に比べ低い状況にある。女性の管理職登用や女性活躍を進めるためには、企業や地域における意識啓発に加え、男女ともに仕事と家庭の両立ができる職場環境づくり等を進めていく必要がある。

こうした課題を踏まえ、県内企業等の経営層を対象に、企業等での女性の育成・登用をテーマにシンポジウムを開催し、女性活躍推進の気運を醸成する。

第5 委託業務の内容

（1）シンポジウムの開催時期

- ・令和8年8月から令和9年2月までの間で、半日（土日を含む。2時間程度）での開催とする。

（2）シンポジウムの内容

- ・参加者が、女性が活躍できる働きやすい職場づくりや社内風土の醸成に前向きに取り組む意識の向上に繋がる企画とすること。
- ・シンポジウムの出演者等（司会者、基調講演等の講師、優良事例紹介の企業及びパネルディスカッションに参加する有識者等を含む。）について、受託者が選定し、県と協議の上、招聘すること。
- ・司会者について、司会進行等に関する技術と豊富な経験を有する者を選定すること。
- ・司会者以外のシンポジウムの出演者等について、女性の育成と登用を企業等の経営戦略として捉え、豊富な経験に基づいた知見を有する者を選定すること。
- ・シンポジウムの構成等詳細については、県と協議の上、決定すること。

（3）参加者の募集

- ・県内の企業等の経営層や人事総務部門の管理職を参加者として想定し、会場の規模に見合った定員（最低100名とする。）を設定の上、参加者を募集すること。
- ・参加申込用のWEBフォームは県が作成し、申込者情報は県から受託者に提供する。

なお、WEBフォーム以外の申込方法（電話、FAX、e-mail等）については受託者が選定し、県と協議の上、準備及び申込受付を行うこと。

- ・定員以上の申込があった場合には、県と協議の上、抽選により参加者を決定すること。
- ・申込者に対しては、申込後にe-mailによるリマインドを行うなど、開催当日の参加率が8割以上となるよう努めること。

(4) 実施形式、会場

- ・会場において開催する形式とし、受託者において設定した定員が収容できる会場を確保すること。会場の選定にあたっては、広く県内から参加できるようアクセスしやすい会場を設定すること。
- ・会場の賃借料、会場設営準備及び撤去に要する費用、用具や会場の装飾などシンポジウム実施に必要な設備について受託者が負担すること。
- ・会場等については受託者が選定し、県と協議の上、決定及び確保すること。

(5) 開催当日の運営

- ・当日の会場準備及び運営に必要なスタッフを確保し、受付や出演者対応等のシンポジウム実施に必要な人員を配置すること。
- ・開始30分前には開場できるように準備を進めること
- ・当日の写真撮影を行い県に提出すること。写真は参加者のプライバシーに配慮すること。

(6) 配布資料

- ・次第、レジュメ及び参加者アンケート等を含むこと。
- ・県が提供する資料と併せて、開催当日に参加者に配布すること。また、必要に応じ郵送又はオンライン上に掲載し、参加者が入手できるようにすること。
- ・レジュメについて、県及びシンポジウムの出演者等と協議の上、内容を決定すること。また、女性の育成と登用への心理的負担の軽減や参加者の行動変容を促す実践的な内容を含むこと。

(7) 参加者アンケート

- ・開催当日に、シンポジウムの内容等について参加者にアンケートを実施すること。
- ・アンケートの実施方法及びアンケート調査項目については、県への提案及び協議を経て決定すること。
- ・アンケート回答の集計結果については、シンポジウム終了後、県が指定する期日までに、データで県に提出すること。

(8) 広報・宣伝

- ・使用する広報媒体、キャッチコピーやシンポジウムの名称、チラシやポスター等の内容、デザイン及び印刷部数、広報時期等について、県への提案及び協議を経て決定すること。
- ・想定する参加者数の確保のため、広報・宣伝の具体的かつ効果的・効率的な手法について、県への提案及び協議を経て実施すること。

(9) シンポジウム運営に係る経理

- ・関係者への謝金等のほか、業務に係る広報等参加者募集経費、資料印刷製本費等の一切の経費は受託者が負担すること。

(10) アーカイブ配信に関する提案

- ・ 契約限度額の範囲内において、上記（１）から（９）の仕様を満たした上で、申込者を対象としたアーカイブ配信の提案が可能な場合、企画提案書にその内容を含めること。なお、アーカイブ配信の仕様は下記を想定している。
 - （ア）開催したシンポジウムの内容を、一定期間Y o u T u b e等の動画配信サイトで限定公開できるよう、セミナーの様子を録画するとともに、必要に応じて編集を行い、アーカイブ動画を制作すること。なお、動画配信サイトについては、県のY o u T u b eチャンネルでの限定公開を想定している。
 - （イ）アーカイブ動画は、データ（MP 4形式）又はDVD等の物理媒体で県に提出すること。
 - （ウ）アーカイブ動画の納品期限は、シンポジウムの開催日から10日後を目安とする。
 - （エ）Y o u T u b eの利用規約を遵守すること。
 - （オ）県がY o u T u b eチャンネルに動画を公開後、当該動画のURLを受託者へ提供する。受託者は、提供されたURLをe - m a i l等の方法により参加申込者へ案内すること。
 - （カ）アーカイブ配信の実施に係る費用（動画撮影、編集、提出媒体作成等）は受託者の負担とする。

第6 委託に関わる留意事項、条件

- 1 委託業務全般を統括する「統括責任者」を指定すること。
- 2 事業実施に当たっては、県と緊密に連携を図りながら円滑な事業の進行に努めること。
- 3 事業の進捗状況を定期的（概ね1月に1度）に県へ報告すること。
- 4 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属するものであること。
- 5 受託者は、本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等について、県の了解なく公表し、又は使用してはならないこと。
- 6 受託者は、本業務で知り得た出演者等及び出演者等が所属する企業等の業務上の秘密を保持しなければならないこと。
- 7 受託者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務（再委託した場合を含む。）を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないこと。また、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならないこと。
- 8 受託者が個人情報の処理等を行う場合は、岡山県個人情報保護条例に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならないこと。
- 9 業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報、その他岡山県から提供を受けた資料及びデータ等は本業務終了時に岡山県に返却すること。なお、岡山県の許可を得て複製した資料についても同様の扱いとし、本業務終了時に速やかに廃棄処分すること。
- 10 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- 11 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容等について、事前に県の承諾を得なければならないこと。

- 12 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。
- 13 事故等を発見した者（第三者から通報を受けた場合を含む。）は、速やかに県へ報告するとともに、応急処置を行うこと。なお、コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合は、被害の拡大を防ぐ処置を慎重に検討し、該当の端末において LAN ケーブルの取り外しや、通信を行わない設定への変更などを実施すること。

第7 委託経費及び支払条件等

- 1 受託者は、委託料の範囲内で、上記第5で示す事業内容を行うものとする。
- 2 当事業の委託料で支出することができる経費は、当事業の実施にかかる経費のみであり、実績に応じて委託費を減額するものとする。
- 3 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合又は業務を完了する見込みのないときは、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払停止もしくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- 4 本業務に係る経費は、業務開始以降に支払うものとする。
- 5 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。
- 6 本業務完了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、超過分を県に返還するものとする。

第8 実績報告書等の提出

- 1 事業終了後、契約期間内に、シンポジウムの開催概要、参加者アンケートの集計結果及び開催当日の様子を撮影した記録写真を記載した「事業実施報告書」を作成し、データで県に提出すること。また、記録写真については J P E G データでも提出すること。
- 2 「事業実施報告書」の内容及び記録写真データ（J P E G）は、県が作成するホームページ、情報誌、SNS等に掲載できるものとし、当日の写真撮影に当たっては公表を前提として当事者に使用許諾を取ること。また、不許可の人物の顔が映り込まないように配慮すること。
- 3 事業終了後、契約期間内に、所要経費の根拠となる資料を県に提出すること。
- 4 上記の他、関係資料の提出を求める場合がある。

第9 著作権

(1) 著作権の帰属

受託者は、成果物等のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち本県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって本県に譲渡されるものとする。

(2) 著作者人格権の扱い

受託者は、上記(1)に基づき岡山県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものと

する。また、本県に著作権を譲渡した著作物について、受託者以外の第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

(3) 成果物の使用

成果品等のうち、上記(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、本県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において岡山県及び岡山県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者のコンテンツ（画像、キャラクター、文章、技術等）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに係る費用については委託料に含むものとする。万が一、第三者から権利侵害の申し立てや紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担に置いてこれを解決する。

第 10 契約限度額

金 3, 9 5 3, 8 0 0 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）